様式第２０

事業継続力強化計画に係る認定申請書

　202■　年　　　■　月　　　■　日

中部経済産業局長殿

　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　　　　　所 ■県■市

　　　　　　　　　　　　　　　名　　　　　　　 称 株式会社 ■フードサービス

代表者の役職及び氏名 代表取締役　■■　　印

　中小企業等経営強化法第50条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

１　記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（別紙）

事業継続力強化計画

１　名称等

業者氏名は　　　　 ■

代表者の役職名及び氏名　　 　　代表取締役　■

資本金又は出資の額　　　　■万円　　　 　 　　　　　 常時使用する従業員の数　■人

業種　　　　76　　飲食店

法人番号　　　■■　　　　　　 　　　 設立年月日　　 ■年■月■日

２　事業継続力強化の目標

|  |  |
| --- | --- |
| 自社の事業活動の概要 | 当店は、■県■市の■地区で、地元の味覚を用いた料理の数々をご堪能いただけるように、持ち帰りの弁当を含む和食店(店名「■■」)を展開している。地元の方々はもちろんのこと、■周辺に来ていただいた観光客などにも、地元の食を楽しんでいただいている。当店が早期に復旧しないと、地域の人々への食の供給責任が果たせなくなるとともに、地元食材を利用していることから、農業関係や食品関係の食材などにも影響が出る。また、パート、アルバイトの従業員もおり、地域の雇用にも影響が出る。 |
| 事業継続力強化に取り組む目的 | 下記３点を目的に、事業継続力強化に取り組む。1.自然災害発生時において、人命を最優先として、社員と社員の家族、および来店客の安全と生活を守る。2.地域社会の安全に貢献する。3.来店客と従業員の安全と生活を守り、同時に地域の食の供給責任も果たす。 |
| 事業活動に影響を与える自然災害等の想定 | 当社の事業拠点は■県■市の■地区にあり、今後30年以内に震度６弱以上の地震が発生する確率が、店舗は■.■％（J-SHIS地図参照）。当該地震による津波は想定されていない。(国土交通省ハザードマップ参照)。 |
| 自然災害等の発生が事業活動に与える影響 | 想定する自然災害のうち、事業活動に与える影響が最も大きいものは震度６弱の地震であり、その被害想定は下記の通り。（人員に関する影響）* 営業時間中に被災した場合、当店従業員だけでなく、来店されているお客様も含めて、店内のテーブルや椅子をはじめとした什器の散乱、装飾などの設備の落下、避難中の転倒などにより、けが人が発生する。また、周辺道路が地震の影響で通行止めになれば、お客様も従業員も帰宅困難者となるほか、夜間に発災した場合、翌営業日の従業員の参集が困難となる。併せて、従業員の家族へも被害が生ずる。
* これらの被害が事業に与える影響として、復旧作業の遅れ、販売量が減少することなどが想定される。

（建物・設備に関する影響）* 当店の店舗は耐震構造にはなっているが、ガラス面が多く、店舗周辺へのガラスの破損が想定される。さらに、店内のテーブルや椅子をはじめとした什器の散乱が予想される。停電が発生すれば、食材の冷蔵庫、冷凍庫が一時停止し、食材の品質に大きく影響する。
* インフラについては、電力・水道は１週間程度、ガスは２週間程度供給が停止するほか、周辺道路の損傷や浸水は、2週間程度回復まで必要となる見込み。
* これら被害が事業活動に与える影響として、それらが回復するまでは営業停止を余儀なくされる。

（資金繰りに関する影響）* 資金繰りについては、営業休止により営業収入が得られなくなることが想定される。そのため、円滑な資金調達ができなければ運転資金が枯渇する恐れがある。

（情報に関する影響）* レジに入っている販売実績データだけでなく、仕入伝票などの書類などが毀損した場合、販売状況だけでなく、仕入のノウハウや人脈などの情報が紛失することで、店頭販売再開が遅れることが想定される。
 |

３　事業継続力強化の内容

（１）自然災害等が発生した場合における対応手順

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 初動対応の内容 | 発災後の対応時期 | 事前対策の内容 |
| １ | 人命の安全確保 | 従業員の避難方法 | 発災直後 | * 店舗および敷地内の安全エリアを設定し、周知
* 店内避難経路を床面に表示、案内標識を確認
* 避難所の場所を確認し、そこまでの経路を確認
 |
| 従業員の安否確認 | 発災直後 | * 店内の声がけによる安否確認をするルールを設定
* 携帯電話会社の安否確認サービスを活用
* 従業員の連絡先一覧表の整備（携帯電話番号、メールアドレス、SNS、住所、通勤手段等）
 |
| 顧客の避難方法、安否確認 | 発災直後 | * (従業員の避難方法と同内容に加え)
* 発災時の店内への安否確認の案内および従業員による誘導方法の内容を決定
* 避難場所までの誘導のガイドラインを設定・周知
* 顧客の安否確認と避難ルート決定
 |
| 設備の緊急停止方法 | 発災直後 | * 緊急時の機器停止手順の表示と周知・確認
 |
| ２ | 非常時の緊急時体制の構築 | 代表取締役を本部長とした、災害対策本部の立ち上げ | 発災後１時間以内 | * 設置基準(震度、被害状況から)の策定
* 発災を想定した災害対策本部の体制の決定
* 代表取締役不在の場合の代理者選定ルール
 |
| ３ | 被害状況の把握被害情報の共有 | 被災状況、工事やサービスへの影響の有無の確認当該情報の第一報を顧客及び取引先並びに地元の自治体当局、商工団体に報告 | 発災後12時間以内 | * 被害情報の確認手順の整理
* 被害情報及び復旧の見通しに関する関係者への報告方法、対外的な情報発信方法の策定
* 地元自治体、商工団体、主要な顧客、取引業者の連絡先リストを作成
 |
| ４ | その他の取組 |  |  |  |

 |

（２）事業継続力強化に資する対策及び取組

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| A | 自然災害等が発生した場合における人員体制の整備 | ＜現在の取組＞* 現在、具体的な対策は行っていない。

＜今後の計画＞* 店舗から2km圏内に居住する従業員を緊急参集担当に任命する。
* 回復が見込める段階での応援を要請するために、仕入先との相互の協力体制の取り決めをしておく。
* 隣接する店舗の経営者や従業員とともに、発災時の相互の協力体制の取り決めをしておく。(平時は互いに協力関係にある)
 |
| B | 事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入 | ＜現在の取組＞* 現在、具体的な対策は行っていない。

＜今後の計画＞* 揺れによる店内装飾などが落下しないように、ボルトでの締め付け、ワイヤーなどでの補強を実施する。
* 火災が発生しにくくなるように、ガスコンロをセンサーコンロ(温度・揺れに対応)に変更する。
 |
| C | 事業活動を継続するための資金の調達手段の確保 | ＜現在の取組＞* 現在、火災保険に加入している。火災保険の対象範囲は、建物のみの契約で、地震保険には加入していない。

＜今後の計画＞* 現在加入している火災保険について、地震特約を加える。
* 地震が発生した際に緊急融資が受けられるよう、メイン銀行の担当者と日々コミュニケーションを取る。
 |
| D | 事業活動を継続するための重要情報の保護 | ＜現在の取組＞* 現在、具体的な対策は行っていない。

＜今後の計画＞* 仕入データ、売上データのデータなどレジ関連のデータを、深夜に1日1回サーバーにバックアップをとり、クラウドにもコピーを取る。
* 店内の備品の配置などを確認できるように、1週間に1回、店内を撮影する。
 |

（３）事業継続力強化設備等の種類

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （２）の項目 | 取得年月 | 設備等の名称／型式 | 所在地 |
| 1 |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 設備等の種類 | 単価（千円） | 数量 | 金額（千円） |
| 1 |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック欄 |
| 上記設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）上設置が義務づけられた設備ではありません。 |  |

（４）事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | ■■銀行　■■支店 |
| 住所 | ■県■■■ |
| 代表者の氏名 | 頭取 ■■　■■ |
| 協力の内容 | 地震が発生した際に緊急融資が受けられるように、日常的なコミュニケーションを実施する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | ■商工会 |
| 住所 | ■県■市 |
| 代表者の氏名 | 会長　■ |
| 協力の内容 | * 大規模な自身の発生が見込まれる際、注意喚起を依頼する。
* 自身に対する事業継続の強化に関する指導を依頼する。
* 発災した際の被災情報の情報共有をする体制を構築する。
 |

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

（５）平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

|  |
| --- |
| * 発災に向け、平時の取組については、代表取締役の指揮の下で実施する。
* 年１回(防災の日の9月を予定)以上、発災を想定した避難誘導訓練や教育を実施する。
* 年１回(防災の日の9月を予定)以上、事業継続に向けた取組内容を確認し、見直す打合せをする。
 |

４　実施時期

■年　■月～　 ■年　■月

５　事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施事項 | 使途・用途 | 資金調達方法 | 金額（千円） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

６　その他

（１）関係法令の遵守（必須）

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック欄 |
| 事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）その他関係法令に抵触する内容は含みません。 | ✓ |

（２）その他事業継続力強化に資する取組（任意）

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック欄 |
| レジリエンス認証制度（※１）に基づく認証を取得しています。 |  |
| ISO 22301認証（※２）を取得しています。 |  |
| 中小企業BCP策定運用指針に基づきBCPを策定しています。 |  |

（※１）国土強靱化に貢献する団体を認証する制度

（※２）事業継続マネジメントシステム（BCMS）の国際規格